

近代資本主義の成立と 奴隷貿易

教皇文書と新大陸での
実態の吟味

カトリック教会は奴隷貿易を容認したのではないのか

西山俊彦
Toshihiko Nishiyama

2003年12月
カトリック社会問題研究所
『福音と社会』

211号

荒野に叫ぶ声

1511年12月21日、エスパニョーラ島はサント・ドミンゴで、ドミニコ会A・モンテシーノ神父は説教台から次のように糾弾しました―

「この島の荒野におけるキリストの声、私がその声なのです。…さあ、皆さん、答えなさい、あなた方は一体いかなる権利、いかなる正当性をもって、これらのインディオを、かくもみじめな、かくもおぞましい奴隷の状態ですべて所有しているのかを。…それらの土地であな方は、前代未聞の殺戮と破壊をおこない、無数のひとびとを消滅してしまったのではないか。…一体これらのひとびとは人間ではないというのか。…」(染田秀藤 1990、傍線追加)

先住民インディオの尊厳を肯定し、征服戦争と奴隷化の不当性を糾弾するモンテシーノ神父の舌鋒は植民者社会を震撼させました。これを起点に「インディオの守護者」「人権の擁護者」の歩み始めるラス・カサス(1484-1566⁽¹⁾)にとっても同様でした― 父親からインディオ一人を召使いとして与えられ(1498)、キューバ遠征に参加(1512)した報酬に、エンコミエンダとインディオ奴隷数名を得ていたのですから。

王室公認の「エンコミエンダ」制

新世界の発見直後から、イスパニアは先住民インディオを使役して金銀の採掘、真珠採取、農業経営等の蓄財に狂奔しました。1503年国王フェルナンドは「イスパニア人に一定数のインディオを委託し、貢物もしくは労働を強要する権利を認める代わりに、彼らのキリスト教化と文明化を義務づけた」(染田)「エンコミエンダ」制を公式に許可しました。これによって植民化は完成することができたと評されますが、その実態は奴隷制と変わりませんでした。(染田 1989、R・メジャフ 1979)

「ブルゴス法」の制定

イスパニア人の狼藉が極まれば極まるほど、「荒野に叫ぶ声」は無視できなくなりました。国王フェルナンドは審議会を開き「ブルゴス法」(1512)を制定することになったのもそのためです。それは「インディオに自由と人間としての権利を認められたものの、彼らの改宗のためには強制というものが必要で、それは正当なものである」ことを根拠に、「(保護者である)エンコメンデロが被保護者であるインディオのために、教会を建設し、そこに聖像と礼拝用具を備えること等」(L・ハンケ 1979)をこと細かに規定していましたが、「なにびとであれ、インディオを棒で打つこと、むちを加えること、彼を犬と呼ぶこと…をしてはならない」(T・R・バージャー 1992)もその一つでした。

・ 教会の関与 - 教皇は聖俗両権能を行使 -

教皇アレキサンデル六世の「贈与大勅書」

西廻りで新大陸を発見すると同時にカスティリアとレオンのカトリック両王が打

った手は、東廻りで先行していたポルトガル同様の権利をイスパニアにも承認させることでした。そのためにボルジャ家出身の教皇アレキサンデル六世が発布した三教書⁽²⁾の一つが「贈与大勅書 **Inter Caetera**」(1493・5・4)でした。先ず、サラセン人の暴政からグラナダ王国を奪回した今度の偉業を賛えた上で、…真のカトリック両王であるカスティリアとレオンのフェルディナンド(ママ)国王とイザベラ女王が、カトリックの信仰弘布のために航海〔事業〕の推進を希っているために、

「全能なる神よりペトロに授与された権威と、地上において行使するイエス・キリストの代理人としての権威にもとづき、他のいかなるキリスト教を奉ずる国王もしくは君主によっても現実に所有されていないすべての島々と大陸、および、その一切の支配権を、汝ら、および汝らの相続人であるカスティリアならびにレオンの国王に永久に…贈与し、授与し、賦与するとともに、汝らと汝らの相続人を…完全無欠の領主に叙し、任命し、認証する。」(青木康征 1993、但し要点のみ)と授与している。

なぜローマ教皇がポルトガルに“新発見”の領土・領海を授与できたのか、そして今また、カスティリアとレオンの両王とその相続人にも授与できるのか、は理解し難いところです。しかし、教皇が聖俗両権能を有するとは、教皇自身が「贈与大勅書」の文面に明確に自認しており、また、当時の超大国もそれを認めるだけでなく、他者にも強要して怪しみませんでした⁽³⁾。

そしてその権限が「キリスト教以外の君主によって現に所有されているすべての領土・領海に及ぶ」と記されているのは、教皇の世俗的権能には制約がないことを意味していました⁽⁴⁾。なぜそうなるかの説明が、次に見るところの見解です。

「教皇は聖俗両権力を具有する」とのオスチエンセスの見解

教会法学者間でオスチエンセスと呼ばれたのは、13世紀のオスチアの司教枢機卿エンリケ・デ・スサのことで、彼の説くところによると

「異教徒がキリストを知るに至った時、彼らがそれまで確立していた権力も支配権も、すべて、キリストに返還され、キリストが霊的にも俗的にも地上における支配者となる。キリストはその至上の支配権を、まず聖ペトロに、ついで、その後継者であるローマ教皇に委ねた」(ハンケ)

というものでした。だから、教皇はキリスト教の君主によって所有されていない新世界をキリスト教君主に授与できるとした訳です。しかし、一般的な支配権だけでは奴隷化までは許されません。インディオたちが、サラセン人、異教徒並みにキリスト教徒に敵対し、教会の権威を認めないのであれば、戦争を仕掛けるに正当な理由が存在し、そこに発生する戦争捕虜には、奴隷にするに正当な権原^{クワイトル}がローマ法以来認められていると、いう筋書きでした。そのための試金石として登場したのが「パラシオス・ルビオスが1513年にフェルナンド国王の要請で作成した」(染田 1990)「勸降(催告)状」でした。

征服者の良心だけを安んじた「勸降状」

「勸降状」とは、指揮官^{カピタン}が戦いを始める前に朗読を勅令で義務づけられていた“宣

言文”で、エルナン・コルテスがアラスカ王国を滅ぼした（1521）時も、フランシスコ・ピサロがインカ帝国を征服した（1532）時も、朗読されました。

先ず、天地創造を説き、キリスト、聖ペトロ、ローマ教皇の権力に言及し、教皇アレキサンデル六世がインディアスをイスパニア国王に贈与したことを通告します。ついで、教皇と国王の権威を認め、伝道師を受け入れるように促し、態度決定に要する猶予期間を与える、と通告します。

しかし、ラス・カサスは「イスパニア人たちは考える余裕すら与えず、布告を伝えると同時に、すばやく襲いかかり、彼らを殺害したり、火あぶりにした⁽⁵⁾」と記しています。しかしと続くのは――

「もし承諾もせず、悪意をもって態度の決定を引き延ばすのであれば、私は神の加護を得てあなた方の土地へ押し入り、行く先々で万策を尽くして戦いを仕掛ける。そして、あなた方を教会と陛下に従わせ、あなた方と妻子を捕えて奴隷とし、陛下の命じるままに奴隷として売却したり、扱ったりすることになろう。…しかし、その結果、あなた方が生命を失ったり、多大な害を蒙ることになっても、それは陛下や私…の罪ではなく、あなた方の所為である…。」（染田 1990）

教皇と国王の権威を認めれば、植民者の征服を進んで受け入れその支配下に隷属を強いられることになり、認めなければ、暴虐無尽の狼藉、殺戮、奴隷化が避けられないという、どちらに転んでも同じ運命が待ち受けているのが先住民インディオにとっての「勸降状」の仕組みでした⁽⁶⁾。もちろん、征服者イスパニア人にとっては、手当たり次第の略奪・戦闘を、教権と国権に刃向う不埒の輩を掣肘して「正義の戦い」に変化させ、良心を安んじさせる魔法の仕組みでした。

「勸降状」朗読の実感

仕組みも仕組みでしたが、朗読は、まさに、噴飯ものでした。最初の朗読とされる1514年6月14日のペトラリアスの300名の遠征隊の事例では、公証人オビエドは次のように告白しています――

「隊長殿、インディオはその神学を理解できないでしょう。そこで、彼らをおりに入れるまで待って下さい。そうすれば、彼らも喜び、司教殿もそれを説明してやれるでしょう。」（ハンケ）

「隊長たちは、…深夜静まりかえってからつぶやくか、逃げて行くインディオの背後から読み上げました。」（同）勸降状の成果は次のように纏められています――

「インディオたちを鎖でつないでから、イスパニア人が彼らの言葉もわからずに、勸降状を読み上げた。読んだ本人もインディオもその内容を理解していなかった。極めつけは、インディオには返答の機会が与えられなかったことだった。」（同）

M・モンテーニュ（1588）は勸降状ほどヨーロッパ人の自己中心性を示すものはない、と指摘しました。しかし、勸降状は所期の目的を達成しました一国王、神学者、植民者たちの良心を安んじさせ、「正しい戦争」を設定して征服事業を一気に加速することでしたが、それは、インディオの奴隷化と絶滅を意味しました。言う迄もなく、それら全てを可能としたものはローマ教皇の「贈与大勅書」であり、それを裏付けた教皇の聖俗両権具有論でした。

勅降状朗読に続く奴隷狩り

勅降状の朗読に続く事態は、被征服者インディオにとっては無惨なものでした。ラス・カサスが地域別にレポートする『報告』のごく一部は次の通りです—

「キューバ島に住んでいたインディオたちは、エスパニョーラ島のインディオたちと同じように、全員奴隷にされ、数々の災禍を蒙った。仲間たちがなす術なく死んだり、殺されたりするのを目にして、…絶望の余りみずから…命を断ったりしはじめた。…このようにして、数えきれないほどの人たちが帰らぬ人となった。」
(ラス・カサス 1552、43-44 頁、以下同様)

「(ニカラグア地方の) ^{ゴベルナドール}総督はイスパニア人たちに、村の ^{カシージャ}領主たちに奴隷を差し出すよう要求することを許可した。…2人の子供を持つ親はひとり、3人の子供のある人は2人を奴隷として差し出したが…村の人びとは悲しみに打ちひしがれ、…1523 年から 1533 年までの間に王国一帯の人口を絶滅させてしまった。」
(57-58)

「地上の楽園ともいふべきナコとホンジュラスで、1524 年から 1535 年までの 11 年間に、彼らは 200 万人以上のインディオを殺害し、その結果、…生き残っているのは僅か 200 人ほどの奴隷状態の人びとだけである。」(73-74)

「イスパニア人たちが町へ来た主な目的は金を手に入れることであつたので、…持ってきたたくさんの斧が銅であると判ると、^{カピタン}司令官は命令した。『…さあ出発だ。金がなければ…長居は無用だ。各自、使役しているインディオを鎖に繋ぎ、奴隷の焼印を押すように』と。彼らは…できるだけ多く鎖に繋ぎ、国王の焼印を押して奴隷にした。私は町一番の ^{ヨニョール}領主の子息に出会ったが、彼にも焼印が押されていた。」(79)

「(ヌエバ・エスパーニャでは) ^{カピタン}司令官は部下に命じて…とりわけ平和裡にエスパニア人を出迎えた男女…総勢 4500 人のインディオに焼印を押して奴隷にした。しかし、それ以外にも、彼は数えきれないほどのインディオを奴隷にしたのである。」(87)

「ユカタン王国では、その無法者(フランシスコ・デ・モンテーホ)は 300 人の部下とともに、善良で罪のない人びとに残虐な戦さをしかけ、無数の人びとを殺し、破滅させたが、その人びとは誰にも害を加えることなく平和に暮らしていたのである。そこには…金がなかったので、彼は、…人びとを元手に財を築こうと考え、殺さずにおいたインディオたちを手当たり次第奴隷にした。そして奴隷がいるという噂を聞いてやってきた多くの船へその大勢のインディアンを送った。」(91)
ラス・カサスの『報告』は虐待、虐殺、奴隷化に始まり、それに終わっています。そしてそれらは、キリスト教徒と呼ばれている者たちの真実の姿でした。だからインディオにとって

「キリスト教徒という名前ほど憎らしく忌まわしいものではありません。彼らはキリスト教徒たちのことを彼らの言葉でヤレスと呼んでいます、それは悪魔という意味であります。」(104・42・162)

奴隷化はインディオ絶滅を結果した？

新大陸の征服は、インディオたちの絶滅か、それに近い減少をもたらしました。同じく地域別にラス・カサスは次のように記していますー

「インディオたちを分配したのは、彼らにカトリックの信仰を教え、愚かで残酷な、欲深くて悪習に染まった彼らの魂を救うというのが口実であった。ところが、…こうして（エスパニョーラ）島に暮していたインディオたちの大半が死にたえた。」(37)

「1509年、サンファン島とジャマイカ島には、かつて60万人以上、いな100万人を超える人が暮っていたであろうが、今ではそれぞれ200人ぐらいしか生き残っていない。」(39)

「ルカーヨ族の住む豊かで素晴らしいバハマ諸島には、かつて50万人以上の人がかつて暮っていたが、今は誰ひとり住んでいない。」(20)

「広大なティエラ・フィルメ（現在のコロンビア、ベネズエラの海岸地方を含めた南アメリカ北部海岸地方一帯）では、この40年間にキリスト教徒たちの暴虐的で極悪無慙な所業のために男女、子供合わせて1200万人以上の人が残虐非道にも殺されたのはまったく確かなことである。否、1500万人以上のインディオが犠牲になったと言っても、真実間違いではないと思う。」(21)

以上、キリスト教徒への期待とは裏腹の報告が延々と続いているが、ラス・カサスの挙げる数値は「そのまま信じることができない」と染田秀藤は記します。なぜなら「最近の研究では、グワテマラ地方の評価は過大であり、ヌエバ・エスパニーヤ（メキシコ中央部のみ）に関しては、低いことになる」ために「各地域別に見ると誇張と過小評価が交々で、疫病についてはまったく触れていない。その理由は『インディアスの破壊』が征服戦争の即時中止を求めるために作成された文書であるからおのずと明らかになる」（染田1990）という訳です。

“絶滅”は奴隷化ではなく疫病によるのではないのか？

同時代人であったラス・カサスに対して、現代人であるC・ギブソンはインディオ人口の増減について次のように記していますー

「(世紀にわたる推移では)イスパニア植民地社会を構成した人口はたえず変動した。最初およそ5000万人であったインディオ人口は17世紀には約400万人に減少し(植民地時代末期にはおよそ750万に再び増加した)。(C・ギブソン1981、126頁、以下同所)

そして、それは生態学的現象、即ち、「イスパニア人が持ちこんだ疫病による犠牲となったからである」として次のように説明しますー

「だからイスパニア人とインディオが偶然に出会うことがあると、それはインディオの死亡を意味した。」(69)「天然痘、腸チフス、はしかはインディオ社会において大勢の人びとを死に追いやった。…インディオたちがその代償としてヨーロッパにもたらしたと考えられる伝染病はただひとつ、梅毒だけであった。」(70)

「イスパニア人とはじめて接触した時から、アメリカのインディオたちは消滅しはじめた。征服において殺されたインディオの数は、征服以後約10年間に死亡

したインディオの膨大な数と比べれば微々たるものであった。**1540**年代、西インド諸島のインディオは絶滅同然であった。…今日の精密な研究によると、ヌエバ・エスパーニャでは、**1519**年に**2500**万人のインディオが存在したが、**1605**年には**100**万をやや上回る数にまで減少したと記録されている。」(68-69)

征服開始直後から始まったインディオ先住民の急激な減少には、奴隷化よりも、疫病が一層大きく影響したことが明言されており、この急激な減少が植民地化の維持推進を困難とし、それに代るアフリカからの黒人奴隷貿易が開始される背景です。しかし、だからと言って、インディオの奴隷化が歴史的事実でなかった訳ではなく、それらを正当化した「贈与大勅書」も「勸降状」も教皇の聖俗両権力具有説も、インディオの奴隷化と絶滅に関与していない訳ではありません。とは言え教皇アレキサンデル六世の教書そのものが、直接インディオ奴隷化を許可していないことも事実です。そこで確認しなければならぬのが、**1493**年以前の教書に明確に奴隷化を容認するものがあつたか、なかつたかの問題です。

・一層明白な教会の関与

- キリスト教徒は禁じ、敵対者は奴隷化を奨励する諸教書 -

キリスト教徒の奴隷化を禁じる教書

ポルトガル人がカナリア諸島にいつ到達したのかは定かではありません。しかし、教皇エウジェニオ四世の教書「クム・アリクァンド **Cum Aliquando**」(1433)「シクト・ドゥドゥム **Sicut Dudum**」(1435・1・13)の直前ではなかつたかと推定されます。なぜならこれらの教書は「カナリア諸島でキリスト教へ改宗したか、改宗しようとしている住民を奴隷にすることを禁じる」ものだからです。論を返せば、彼等以外、即ち、キリスト教徒でない者を奴隷とすることは許容されていたことになりませんが、これら教書のようにキリスト教徒を奴隷にしてはならないとの教書が発布されねばならなかつたところから見ると、この原則は守られていなかった訳で、事実「カナリア諸島では奴隷の**21**パーセントが司教・修道院・聖職者によって所有されていた」(L.Hurbon,1992)と言われます。

サラセン人等、キリストに敵対する者を奴隷とする権利を授与する教書

キリスト教徒の奴隷化を禁止する教書と対をなしているのが、キリストの敵の奴隷化を許容する教書で、次のものが代表的です—

- (1) 教皇ニコラス五世「ドゥム・ディベルサス **Dum Diversas**」(1452・6・18)
- (2) 同 「ディヴィーノ・アモレ・コンムニティ **Divino Amore Communiti**」
(1452・7・14)
- (3) 同 「ロマーヌス・ポンティフェックス **Romanus Pontifex**」(1454・1・8)
- (4) 教皇カリスト三世「インテル・チェテラ・クエ **Inter Caetera Quae**」(1456・3・15)

ここに(3)「ロマーヌス・ポンティフェックス」を例に紹介すれば、次のように記されています—

「神の僕の僕である司教ニコラスは、永久に記憶されることを期待して、以下の教書を送る。

以上に記した凡ゆる要件を熟慮した上で、我等は、前回の書簡によって、アルフォンソ国王に、サラセン人と異教徒、並びに、キリストに敵対するいかなる者をも、襲い、攻撃し、敗北させ、屈服させた上で、彼等の王国、公領、公国、主権、支配、動産、不動産を問わず凡ゆる所有物を奪取し、その住民を① 終身奴隷に貶めるための、完全かつ制約なき権利（傍線筆者、以下同様）を授与した。

Praefato Alfonso Regi, quoscumque Sarracenos, et Paganos, aliosque Christi inimicos ubicumque constitutos, ac regna, ducatus, principatus, dominia, possessiones, et mobilia, et immobilia bona quaecumque per eos detenta, ac possessa invadendi, conquirendi, expugnandi, debellandi, et subjugandi, illorumque personas in perpetuam servitutem redigendi, ac.....ここに列挙した凡ゆる事柄、及び、大陸、港湾、海洋、は、彼等自身の権利として、アルフォンソ国王とその後継者、そしてエンリケ王子に帰属する。それは、未来永劫迄令名高き国王等が、② 人々の救い、信仰の弘布、仇敵の撲滅、をもって神とみ国と教会に栄光を帰する聖なる大業を一層懸命に遂行するためである。彼等自身の適切な請願に対し、我等と使徒座の一層の支援が約束され、神の恩寵と加護がそれを一層鞏固なものとするであろう。

我が主御降誕の1454年1月8日、ローマは聖ペトロ大聖堂にて、教皇登位第8年」上記の原文抜粋の中の傍線①は、(1)～(4)のどの教書にもほぼ文字通り登場し、(4)には(3)が全文再掲載確認されています。

前項に記した「キリスト教徒の奴隷化の禁止」と本項の「キリストに敵対する者の奴隷化の許可」とは、「正義の戦争—正戦—」を行うに当っての「正義」の基準が「唯一絶対的真理」である「キリスト教に味方するか、敵対するか⁽⁸⁾」にあると理解すれば、論理は一貫しています。しかも、正戦遂行は義務ともなって、戦争によって生じた捕虜を奴隷とすることは、キリスト教以前から認められてきた「正当な権原^{トル}」をキリスト教も踏襲しただけと言うことになります。勿論、「正戦」にしる「正当な権原」にしる、それら原理自体には、大いに問題点ありと言わねばなりません。これが現実だった訳で、当時はイスラム教徒はキリスト教徒を、キリスト教徒はイスラム教徒を奴隷として、何ら不思議とは思われていませんでした。(J.F.Maxwell, 1975、J・メイエール 1992)

問題全体の理解のために

本稿で紹介した諸事実は余りにも奇異で不可解と思われる向きもないとも限りません。そこで、なぜこのような事実が歴史上に展開されることになったのかに関係する3つのキー・ポイントを提示しておきます—

1. カトリック教会が聖俗両権能を有していると、自他共に、認識され、教会も進んでそれを行使し、俗権も正当化の根拠を教会に求めたこと。

「正戦」の論理も適用も、新世界の分割・領有の根拠も、奴隷化の基準迄もが、教会の教義・教権の下にありました。従って、戦争にしる奴隷制にしる、それらについ

での「正しい基準」が維持されている限り、戦争も奴隷制も、現代に至るまで、正当化されていた可能性があります。

他方、より重要なものとして、カトリック教会の教義には「敵をも愛する」「平和の福音」が厳然ですし、それを支える「人皆神の子」「人間皆兄弟」等の普遍的理念がありますから、戦争にしる差別にしる、その暴走を許さないチェック機能が働く余地は十分です。

2. 往時は「福音宣教」の使命を俗権に委任

「ロマーヌス・ポンティフェックス」の傍線②に示した通り、所によっては植民地時代の後期まで、「福音宣教」の使命はキリスト教君主に委ねられ、この目的遂行のため「教会組織・監督の特権」が与えられていました。しかし、彼等君主には、次に記す独自の論理が先行していたのですから、これとの衝突矛盾は不可避なことでした。

3. 聖俗両権力の目的は別

世俗君主の第一義的目的は政治的経済的領域にあり、植民地的・帝国主義的勢力拡大のために、福音宣教と人々の救霊福祉は手段方使となる危険を孕んでいました。

これら3つの要件の対立拮抗の中に、矛盾に満ちた歴史が展開され、時には原点回帰の覚醒も起りました。教会自身の世俗化埋没は矛盾の典型で、至高の福音も妥協・スリカエ・屈服を余儀なくされました。次回に予定する黒人奴隷貿易も資本主義の形成も、残念ながら、その一つと言わねばなりません。⁽⁹⁾

【註】

- (1) 1507年司祭、1524年ドミニコ会修道誓願、1544年南メキシコ・チャパ教区司教。
- (2) 「贈与大勅書」と一対をなしているのが、「ポルトガルと同じ特権をイスパニアにも認めた」「特権教書 *Eximiae Devotionis*」(1493・5・3)と「アソレス・ベルデ岬諸島西方100レグアの地点を通過する子午線を分割点とする」と定めた「分界教書 *Inter Caetera*」(1493・5・4)でした。(青木康征 1993)
- (3) これに反発して書かれたのが H・グロティウスの『自由海論 *Mare Liberum*』(1609)でした。
- (4) 後述 [II] の諸教皇教書に見るように「15世紀中葉以来、ローマ教皇がポルトガルの君主に発見地に対する支配権とアフリカに住む非キリスト教徒を奴隷とする権利を与えるのが慣行となっていた。」(C・ギブソン 1981、15-16)
- (5) ラス・カサス(1552)『インディアスの破壊についての簡潔な報告』岩波書店、1976、74頁。
- (6) 代表的神学者パラシオス・ルビオスは「贈与大勅書」がイスパニア国王にインディアスに対する「絶対的支配権」を与えたと考え、フワン・J・セプールベダは征服戦争を福音弘布の《予防戦争》とみなして正当化した。ラス・カサスは征服戦争とエンコミエンダを改宗を妨げ支配権を脅かすものと非難したが、「インディオはキリスト教化されてイスパニアの支配下に入るべきであるという点では前二者と違いはなかった。」(T・R・バージャー)

- (7) Levy Maria Jordao, *Patronatus Portugalliae Regum in Ecclesiis Africae, Asiae, Atque Oceaniae*, Tomus I (1171-1600), Typographia Nationali, Olispone, 1867, 31-34, etc. W.E.Shiels, S.J., *King and Church, The Rise and Fall of the Patronato Real*, Loyola University Press, Chicago, 1961. なお資料入手に困難を来していた時、慶應義塾大学高瀬弘一郎教授には全必要資料を提供していただいた。教授の格別の御高配には感謝の言葉もない。併せてお世話になった上智大学及び英知大学の両図書館にも深甚の謝意を表したい。
- (8) 實際上、伝統的な「正戦」の論理は「強者の正義」「勝者の正義」に過ぎない。西山俊彦「『神の国』と『地上の国』の平和主義－『正戦論』からの脱却を期待して－」『サピエンチア』第29号(1995、603-625)。
- (9) 紙幅の都合、筆力不足、課題の大きさ等のため、本稿には予定のテーマを納め切れませんでした。皆様の寛大な御理解を願います。